

電子決済等代行業者との契約の内容（ビリングシステム株式会社）

株式会社ローソン銀行（以下「当行」といいます。）は、2018年6月1日に施行された「銀行法等の一部を改正する法律」に基づき、以下のとおりビリングシステム株式会社（以下「電子決済等代行業者」といいます。）との接続における契約内容の一部を公表いたします。

1. 電子決済等代行業の業務の内容

当行が提供する「ネット入金サービス」に関する以下の業務（電子決済等代行業者のサービス名称：クイック入金サービス、以下「本サービス」といいます。）

当行が電子決済等代行業者の提携先の利用者に対し、「ネット入金サービス」を提供するために必要な当行、電子決済等代行業者及び電子決済等代行業者の提携先間のシステム接続並びに当行、電子決済等代行業者及び電子決済等代行業者の提携先間の当行所定のデータの連携

2. 電子決済等代行業の業務に関し、利用者に損害が生じた場合における当該損害についての当行と電子決済等代行業者との賠償責任の分担に関する事項

電子決済等代行業者は、本サービスに関して利用者に損害が生じたときは、速やかにその原因を究明し、利用者の責めに帰すべき事由がある場合又は天災、暴動、戦争その他の不可抗力によるものである場合を除き、利用者に生じた損害を賠償又は補償します。

3. 電子決済等代行業者が取得した利用者情報の適正な取扱い及び安全管理のために行う措置並びに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合の当行が行う措置について

- (1) 電子決済等代行業者は、本サービスを行うに当たって取得した利用者に関する情報を、個人情報保護法その他の法令、ガイドライン等を遵守し取り扱うほか、本サービスのためにのみ使用するものとし、本サービスのために必要でなくなった利用者に関する情報についてはこれを保持せず、直ちに消去又は廃棄するものとします。
- (2) 電子決済等代行業者は、本サービスに関し取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のため、並びに業務の執行が法令に適合することを確保するため、当行が別途定める電子決済等代行業者との契約に係る基準に従ったセキュリティ及び体制を維持するものとします。
- (3) 当行は、電子決済等代行業者が当行の定める基準を満たしていない可能性があるとき、客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者には是正措

置の要求、本サービスの利用停止、電子決済等代行業者との契約の解除その他の適切な措置を行うことができます。

4. 電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者*の委託を受けて、電子決済等代行業に該当する行為を行う場合において、当該電子決済等代行業再委託者の業務に関して電子決済等代行業再委託者が取得した利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために電子決済等代行業者が行う措置並びに電子決済等代行業者が当該措置を行わない場合に当行が行うことができる措置
 - (1) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対し、電子決済等代行業者が当行に負う義務と同等の義務を負わせ、電子決済等代行業者の責任においてこれを遵守させるものとします。
 - (2) 電子決済等代行業者は、電子決済等代行業再委託者に対し、セキュリティ、利用者保護、利用者に関する情報の適正な取扱い及び安全管理のために、接続の方法及び内容に関して契約を締結し、必要に応じて報告を求め、指導又は改善を行うものとします。
 - (3) 当行は、電子決済等代行業再委託者に上記(1)の義務の不履行があり、又は、電子決済等代行業者が電子決済等代行業再委託者に対するかかる指導若しくは改善を適切に行っていないと客観的かつ合理的な事由により判断するときは、電子決済等代行業者に電子決済等代行業再委託者との接続の停止を求めることができるものとします。
 - (4) 当行は電子決済等代行業者が相当期間内に電子決済等代行業再委託者との接続を停止しない場合に、接続を制限若しくは停止すること又は電子決済等代行業者との契約を解約することができます。

*電子決済等代行業再委託者とは、銀行法施行規則第34条の64の9第3項のいずれかに該当する事業者のことをいいます。

以上